

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	268
	意見提出者	楽天株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	(意見) 超高速ブロードバンドの利用を促進させるためには、利用者から見たトータル料金が現在より安価になることが重要です。そのためには、インターネット接続サービスレベルでの事業者間の公平な競争環境を確保することと、光アクセスレベルでの接続料(光アクセス料金)が十分低く抑えられるよう光アクセス網の整備・運営コストを低く抑える仕組み(整備の効率化、運営の透明性確保等)が必要だと考えます。 以上。
上記の意見内容に対する再意見		<p>1. 寡占化している FTTH 市場 光ファイバーの市場は NTT の寡占化が進んでおり、料金の高止まりや値上げが行われている。公正な競争環境の整備し、企業間の自由な競争を促進するためにも、事業者には同じ環境を提供すべき。競争環境の整備促進により、ADSL が普及し、国民への廉価なサービス提供につながったことは周知の事実である。何故光ファイバーでも同様の政策を実施しないのか。国民ではなく NTT 及び NTT へ天下りした役人など、一部の利害関係者を優遇する為としか思えない政策にみえる。いずれにせよ、自由な競争政策が促進され、国民に廉価で高品質なサービスが提供されるように、事業者間の自由で公正な競争環境を整備すべき。</p> <p>2. 議論の公開・報道 事業仕分けのように公開の場で議論すべき。国会中継のように全ての議論を公開報道すべき。</p> <p>3. メタル回線は電電公社時代の敷設設備 メタル回線の維持は、NTT 及び関連取引企業の既得権益を維持したいのが理由に思える。企業としての立場はあると思うが、以前の電電公社時代に国民の税金を使っ</p>

て整備された設備であるため、現在のNTTだけの意向や考えを尊重すべきではない。

4. 関連・監督業界への天下り排除

NTTは、総務省及び関係官庁からの天下りを受け入れており、一般国民の目線からは、NTTと総務省は直接利害関係者に移る。天下りは禁止を徹底すべき

5. 意見募集の方法について

今回の意見募集および再意見募集に関する告知が非常にわかりにくく、ホームページで該当箇所を見つけるのにとっても探しにくかった。また、募集意見の数の非常に少ない。(8/28時点で290件)。1億2700万国民の生活と利害にかかわる件に対して、あまりにも募集意見が少ないのは、意見募集にやり方に問題があると考え。この程度の数で、広く一般国民の意見を聞いたという事にはいけない。また、期限を切ってもいけない。集約する期限は設定してもよいが、国民の声を聞くことに対して、募集期限を設けるべきではなく、いつでも門戸を開いておくべきと考える。

以上

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。</p> <p>まず、構造分離を実現することで、NTT 東西殿がボトルネック設備であるアクセス網と一体で事業を行うことで接続事業者の競争を制限してきた不公正な競争環境がほぼ完全に是正されることとなります。また、構造分離により新設されたアクセス回線会社は、NTT 東西殿のサービス部門とは資本関係もなくなるため、純粋に設備稼働率向上を目指し、全ての接続事業者に公平な接続条件を提供することとなります。その結果、低廉な光アクセス回線料をベースとした上位サービスでの競争が活性化し、光ブロードバンドサービス料金の低廉化が促進されます。なお、弊社共では、競争活性化により、光ブロードバンドサービスの料金は、現行のADSL 以下になるものと想定しています。</p> <p>加えて、料金の低廉化による有料光ブロードバンドサービスの普及は、サービスやアプリケーションの開発市場を活性化することとなり、その市場においても競争が活性化し、より魅力的なサービス・アプリケーションを登場させることとなります。</p> <p>すなわち、NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。</p> <p>逆に、仮に構造分離を行わないままでメタル回線撤去を行い、光アクセス基盤 100%整備を推進した場合、NTT 東西殿のアクセス回線部門は大幅な黒字状態となり、その利益をサービス部門に還元することで、既に NTT</p>

		<p>東西殿の独占的状态となっている市場環境(NTT 東西殿の光サービスシェアは 74.4%(総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成 21 年度第 4 四半期(3 月末))」より)をさらに悪化させることとなります。</p> <p>このような状況が容易に想定される中、構造分離を伴わない「光の道」整備が進められることは、接続事業者としては全くもって許容出来ないものとなり、その場合、メタル回線の撤去についても反対せざる得ないこととなります。また、NTT グループ各社の各市場におけるマーケットシェアを見れば明らかなように、仮にアクセス網の構造分離を行ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備</p> <p>するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。</p>
<p>上記の意見内容に対する再意見</p>		<p>公設民営は NTT の独占市場を招くだけである。SBの唱えたとおり、自由市場が前提でないと、公平なサービスは生まれない</p>

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。
上記の意見内容に対する再意見	<p>これまで、国の施策として、公共投資および大企業・大金融機関の救済として非常に高額な税金を投入し、尚且つ、現状では、福祉と称して高額な税金をばら撒き投入しようとしている。使用されている税金は、私を含め国民が納めた血税である。税金は、バラ撒きではなく、国でなければ対応することができない施策に効率的に集中投資し大きな効果を上げてもらいたい。</p> <p>このような国家財政の中で、国を上げてのインフラ整備といえども、税金の投入ありきではなく、先ずは、上記ご意見にありますように、民間企業を主軸とした検討からはじめるべきである。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会 社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争 環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果と しての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーション の登場といった望ましいサイクルが生まれることとなりま す。
上記の意見内容に対する再意見	競争促進のために NTT 東西殿の構造分離は必要。アク セス回線を共通インフラとして各社競争をすることによ り、アプリケーション部分の新たな市場創出、ブロード バンドサービスの低廉化につながると思います。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンク モバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	ア. 光アクセス基盤の整備の在り方 基盤インフラの整備にあたり最も重視すべきことは、いかに 効率的に整備を行うかという点です。(中略) 現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金 等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金 に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先 的に模索することが必要と考えます。
上記の意見内容に対する再意見		納税者の感覚として、「公的資金(=税金)を投入して基 盤インフラ整備すること」には強い違和感を覚えます。 民間事業者による効率的な基盤インフラ整備は、その後の 各種サービスの提供や事業運営による国民全体への利益 還元につながると考えます。 上記の効率的な基盤インフラ整備を進めるためにも、現在 のマルチ回線の保守運用コストを明確にし、光回線に置き 換えた場合の保守運用コスト削減効果を的確に試算でき るようにするべきと考えます。 以上

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	「269」
	意見提出者	「ソフトバンク」
	提出された意見内容 (該当部分)	<p>(3)5年間で工事が完了する根拠</p> <p>アクセス回線会社の整備対象となる回線数は、住宅用回線4900万回線及び事業者用回線1300万回線を合計した6200万回線から2010年度末予想光敷設済回線数の約2000万回線を差し引いた約4200万回線と推計しています。この約4200万世帯に対し光アクセス基盤を5年で整備するためには効率的に工事が必要となります。現在の光回線工事は個別ユーザの申し込みごとに行っており、ユーザの指定する場所が離れていることや施工時間が合わないことも多く1日の工事件数に限界がます。</p> <p>しかし地域を指定し一定の期間において一括で工事を行うことで1施工班あたりの1日の工事件数を3件に増やすことが可能となります。施工班が年間240日勤務を行うと仮定した場合、1施工班あたり年間720件の工事が可能となりますので5年で4200万回線を整備する為には、施工班は約12000班必要となります。1施工班の構成は工事従事者2名+ガードマン1名を基に考えていますが、現在全国の電気通信工事従事者は約14万人となっており12000班の編成が十分に可能な規模であると言えます。</p> <p>以上のことから、12000班×720件/念×5年=4320万となり、約4200万回線の工事は5年で十分可能と考えます。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>ソフトバンクに賛成。工事量も年々減り続け年初の計画も絶対的に達成できないご時世にこういった工事が大量に発生することは、年収の増加や雇用の増加が見込めて良いと思います。そしてなにより一括して工事を実施すれば1件あたりの工事単価が下がるのは当たりまえで、工事費が下がることでサービスを受ける</p>

	<p>国民の皆さんの負担が減るのであれば、工事のやりがいもある。</p> <p>今の NTT のように申し込みがあってから引き込み工事をしたり、光ファイバの接続をしたりしていると線路設計が計画的に出来ないため結果的に非効率な設備使用状況となってしまう。</p> <p>更にメタルはメタルで古くなりすぎて故障率も高く、保守にかかる人件費もバカにならないのでソフトバンクが言うように早くメタルと光を入れ替えたほうが良い。</p>
--	--

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	142
	意見提出者	米国商工会議所
	提出された意見内容 (該当部分)	米国商工会議所は、総務省がブロードバンドへの民間投資を妨げ、または阻害しかねない何らかの措置をとられることに対して、謹んでご忠告申し上げます。特に、米国における構造的分離および分割の失敗に鑑み、米国商工会議所は、総務省がこの種の規制を棄却されることをお勧めします。
	意見番号	46
	意見提出者	社団法人関西経済同友会
	提出された意見内容 (該当部分)	我々関西経済同友会の活動基盤である関西の経済・社会生活に悪影響をきたすものであってはならない。関西地域では、すでに通信会社、電力会社、CATV会社が適正に競争を繰り広げて光の普及に努めており、改めて競争の枠組みを変更する必要は無いと考える。 従って、今後、利用率を向上させるためには、魅力ある多彩なサービスの創出が必須であり、特定の事業者の構造的問題ではないと考える。
	意見番号	216
	意見番号	株式会社情報通信総合研究所
	提出された意見内容 (該当部分)	国民・利用者の利便性を高めるとともに、産業の国際競争力を強化することを目的に、政府が「超高速ブロードバンド基盤整備」の政策(ビジョン)を示すことには賛成。しかしながらICT分野における急速なイノベーション(*1)が進む今日、政府があらかじめ特定の技術・設備に片寄った選択をすることがないよう注意喚起したい。 実現手段たる技術は、利用者の目線により市場での競争の結果として選択されるものである。従って政府の政策(ビジョン)策定にあたっては「技術の中立性」を前提とし、民間(事業会社)は市場競争を前提に競争優位性を考慮の上、自らの意思決定の一つとして最適な技術を選択すべきである。
	意見番号	243

	意見提出者 提出された 意見内容 (該当部分)	株式会社ジュピターテレコム 「光の道」構想は、FTTHだけではなく、HFCや無線など、多様なネットワークによる公正な設備競争を軸とし、適切なサービス競争を組み合わせることで実現すべきである。 これまで、設備競争を中心に超高速ブロードバンドサービスのカバーエリアが増加してきたことを鑑みると、業界努力としての設備競争を無に帰す、ユニバーサルアクセス会社やNTT機能分離によるアクセス整備の一社対応等の政策選択は行わず、あくまで設備競争の延長線上での基盤整備を行うべきである。
上記の意見内容に対する再意見		光アクセス等ブロードバンド設備は、NTT、KDDI、CATV等通信事業者が、広帯域サービスとの関連を踏まえた競争環境下の中で戦略的に設備投資をしてきたはずで こうした経緯を軽視して、NTT等通信事業者から完全分離した組織運営体を創ったとしても、競争のない状態で安価なインフラ整備ができるのか、いささか疑問です。さらに国営化にするなどというのは世界の動向に逆行するものであり、結果的にコスト高なインフラ整備費を国民が負担することになりかねないと思います。 アクセス設備NWというのは、そのNWを構築している光ファイバや光デバイス等の技術の進歩や、多様化するサービスの質とともに常に変化していくものです。一旦設備を構築してもいつまで使えるかその保証はまったくありません。ここに高速道路の道と大きな違いがあります。こうした変化に対応した技術開発も踏まえた対応が望まれます。

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	241
	意見提出者	多摩大学情報社会学研究所
	提出された意見内容 (該当部分)	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス競争がなくなる 現存する地域系電力会社、CATV会社によるアクセスサービスが、「国主導」で強制設置されるNTTのアクセス会社に対抗できるとは考えられず、競争状態は事実上存在しなくなる。 ・全国的な公正競争をどう担保するか これまで総務省では、条件不利地域については、公的支援を行い、いわゆるIRUに基づいた「公設民営」方式での整備策を推進してきた。この場合は、一般の市場競争が存在しない地域に限定した施策と考えられ、理論上はそれなりの合理性もあるといえるが、かりにアクセス会社を分離するとすれば、新会社は競争市場と条件不利市場の双方にまたがって事業展開することに

		<p>なる。それでも全体としての「公正競争」が担保できるのか、そのためには、何を「ユニバーサル・サービス」として定義するのか、都市部などで市場競争が成立するところでどのような競争条件を担保するのか、といった点を明確にする必要がある。それらが不明確なまま、「アクセス分離」など、結論先行での「組織再編」の議論を推進することは合理的ではない。なお、「公設民営」方式の実態については、必ずしも透明性が確保されているわけではなく、税金による「公共工事」の性格が濃く、NTTなどが必要以上に有利になっている可能性も否定できない。</p>
<p>上記の意見内容に対する再意見</p>		<p>日本ではすでに国民の9割にブロードバンドサービスを提供できる光アクセス基盤が構築されています。また、光アクセス設備は、広帯域無線設備と競合するものであり、光だけ特殊な扱いにするのは、公正競争上問題があり将来に禍根を残す可能性が高いと考えられます。</p> <p>アクセスNWは、適正な競争環境の中で技術開発に支えられ創り上げていくものです。NTT等通信事業者から完全分離した組織運営構想は、拙速に答えを出すのではなく、引き続き時間をかけて議論していく必要があります。</p>

<p>「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見</p>	<p>意見番号</p>	<p>256</p>
	<p>意見提出者</p>	<p>日本電信電話株式会社</p>
	<p>提出された意見内容 (該当部分)</p>	<p>ブロードバンドの利用促進については、これまでタスクフォースで議論が集中したアクセスのみならず、コンテンツ・アプリケーション、ユーザ端末、ISPなど、広く情報通信全体にわたる議論が必要であり、ネットワークの設備やサービスにおける競争だけでなく、コンテンツやアプリケーション等の競争が重要です。</p> <p>とりわけ、諸外国と比較して利用が進んでいない電子政府、教育、医療等において、政府自らが率先してICTの積極的な利活用に取り組み、ICTの利活用を促進する省庁横断的な取組みによる規制改革を断行することが必須であり、その取り組みによりブロードバンド利用のハードル自体を下げることによって、ICT利活用が促進されるものと考えます。翻って、ICT利活用が進めば、事業者や自治体による基盤整備のニーズも高まるものと考えます。</p>
<p>上記の意見内容に対する再意見</p>		<p>光の道構想の中でいま何が急がれるかということですが、それは医療、教育、放送、行政との分野におけるICTの利活用を妨げる各種規制の見直しではないでしょうか。最大の課題は広帯域需要の活用シーンをど</p>

	<p>う拡大するかで、このための国家レベルの施策を展開することこそ、国家としての一大事業ではないでしょうか。これらの施策展開にあたっては、数々の高いハードルがあります。だからこそ今この機会をとらえ是非とも国家の GDP 拡大につながる有益な議論を精力的に推進してほしいと願っております。多くの国民が期待しているのは正にこのことです。</p>
--	--

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	<p>現状、NTT 東西殿のアクセス回線は、メタル回線と光回線の二重構造となっているため、維持費が割高になっています。メタル回線については、その60%が敷設後 20 年以上経過していることから、故障の可能性も高くなっており、割高な維持費のほとんどがメタル回線に起因するものとなっています。</p> <p>光アクセス 基盤を 100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を 100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにより</p> <p>2015 年までに全世帯を整備することが可能と考えます。その際、二重設備解消を目的としてメタル回線撤去を同時に行うことから、「光の道」整備完了とともに現在の約 1,000 万の ADSL ユーザ等が光ブロードバンドサービスに自動的に移行することになります。この結果、有料の光ブロードバンド利用率は、現在の約 33%から約 60%に上昇します。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>上記提出された意見に賛成。</p> <p>維持費が高い状況と古いメタル回線設備が高コストの起因になっている現状は早急に改善する必要があると考える。</p> <p>また不必要と思われる二重構造の撤廃と新規インフラの構築を民間で同時に推進出来ることは雇用増加にも繋がると考えられ国策としても有効と考える。</p>

	<p>結果としてブロードバンドのインフラも進むことになるので上記内容を進めることに賛成である。</p>
--	---

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク
	提出された 意見内容 (該当部分)	イ. 光利用率向上について 構造分離を実現することで、NTT 東西殿がボトルネック 設備であるアクセス網と一体で事業を行うことで接続事 業者の競争を制限してきた不公平な競争環境がほぼ 完全に是正されることになる。
上記の意見内容に対する再意見	このまま光アクセスが進んだ場合に、やはりインフラ基 盤の大半を自前で所有しているグループがハンデキャ ップを保有したまま『光の道』が進んだ場合には、優位 性を武器に公平な価格競争の弊害となるため、アクセ ス回線提供会社は NTT グループとの分離の意見には 大いに賛成です。また、メタル回線の撤去が進むこと によりアクセス回線維持費が軽減され資金調達等にも大 きく貢献する事が予測できるので、早期に NTT グル ープと切り離されたアクセス回線提供事業会社へと移行 すべきと考えます。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	199
	意見提出者	NTTドコモ
	提出された 意見内容 (該当部分)	民間主導で設備競争のもとで整備する。
上記の意見内容に対する再意見	<p>通信インフラが、国民生活の中で、電気、ガス、水道(以下「非通信事業者」と呼ぶ)と重要なライフラインであることは、従前からの認識であります。国として非通信事業者にたいしては、独占的地位つまり、同一地域に複数事業者が存在しない行政を行っております。</p> <p>インフラ整備という点では、通信事業者と同業であるにもかかわらず、なぜ違うのでしょうか。つまり、狭隘な国土に同種のインフラを整備することは、おのずと整備できる物理量が限定されるということです。また、整備する場所もほとんどが公道部を用いています。</p> <p>このことから、国交省所管の道路法、河川法が存在します。よって民間の利益主義における設備競争は、かならずしも、国民の利益に供するものではなく、逆に、自然防災、国防の観点からみれば、インフラ整備は、国もしくは、特定団体が行う必要があるかと存じます。</p> <p>そのことでいえば、現在NTT東西が、他通信事業者に設備を利用させることは当然ですが、その設備利用の順位が、公平でないこと、つまり、NTT東西の営業目的利用を最優先順位としていることは、国民の利益に反していると思います。</p> <p>今後は、国の財政状況を鑑み、通信事業者より設備利用税を徴収し、国の管理下もと、通信インフラ構築をするべきと考える次第です。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。
上記の意見内容に対する再意見	<p>これまで、光ファイバーを100%の世帯で利用出来るようにするには、公的資金の投入なしには不可能だと思われていましたが、ソフトバンクの試算では、公的資金を投入すること無く、光ファイバーの整備が可能としています。</p> <p>これまでの固定概念にとらわれることなく、まずはその可能性を検討すべきであると考えます。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会 社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公 的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に 関わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを經由して、 全ての世帯において無料で利用可能とするものです。
上記の意見内容に対する再意見	「電気」「電話」「水道」「ガス」の生活インフラに続き、「情 報」のインフラ整備が今後の日本にもたらす恩恵は計 り知れないものとなるはず。少子高齢化が大きな課題 のわが国に必要なものは、あらゆる効率化・コスト削減 が図れる「情報」インフラ(=光の道)及び、それを活用 した教育・医療サービスが急務であることは明白であ る。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>(1)東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西」という。)のアクセス回線部門を構造的に分離した民間の整備・運営会社(以下、「アクセス回線会社」という。)を新たに設立し、そのアクセス回線会社が光アクセス基盤100%整備の主体を担います。この際、き線点までの整備のみでなく、各世帯までの光回線を引き込むことを基本としますが、当該整備に係る設備投資額は約2.5兆円と試算しています。(詳細は後述)</p> <p>また、本設備構築については、5年間での実現可能性と収益性に係る検証が必要となりますが、前者については、工事の効率化により、期限内での対応が可能であり、後者については、メタル回線の撤去による費用削減効果等により、公的支援に依らず、アクセス回線会社を黒字経営可能な安定的な事業体とすることが可能と弊社共は考えています。</p> <p>(2)弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述のWi-Fi 機能付きアダプタを經由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。すなわち、全世帯へのWi-Fi 機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプシオン100%が達成されることとなります。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>(1)上記意見は、「光の道」の構想である、2015年までの短い期間の中でもっとも現実的で実現可能な方法であると考えられる。</p> <p>また、コストについても公的支援なくとも黒字経営可能な提案がみられすばらしいと考える。</p> <p>(2)上記意見は、「光の道」の使用例として今後日本がもつ</p>

	<p>とも力を入れて行く必要がる分野と考える。</p> <ul style="list-style-type: none">・高齢化社会に向けて在宅診療を実現させる電子医療。・今後の日本の担う、若い世代の学習機能としての電子教育。・自分から行政に対し意見を述べる参加型の日本政治実現のために電子行政。 <p>今後の日本をよりよく変えるためにも、「光の道」を光回線で実現させる必要がある。そのためには、確実な上記意見を元に実行するのが望ましいと考える。</p>
--	---

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	① アクセス回線会社が100%の光回線普及を行う点 ② アクセス回線会社はNTTと分離(資本関係の無い)されることで、サービス事業者間に公平な競争環境が生まれ、国民により良く低廉なサービス提供されている点 ③ インターネットサービスを不要とする人へもメリットが教授されることになる点
上記の意見内容に対する再意見	<p>上記①～③の点に賛同します。</p> <p>光回線100%普及は、やり方を間違えると、国民にもたらされるメリットは半減すると思います。 是非、広く国民に意見を問いそれを公開された場で交換しあうことを合わせて、強く望みます。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西」という。)のアクセス部門を構造的に分離した民間の整備・運営会社(以下、「アクセス回線会社」という。)を新たに設立し、そのアクセス回線会社が光アクセス基盤 100%整備の主体を担います。 2. 有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、いずれもが NTT 東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能と考えます。
上記の意見内容に対する再意見		<ol style="list-style-type: none"> 1. アクセス回線会社の設立には賛成。なぜならば、NTT 東西の元での光アクセス基盤整備は NTT 東西で提供されるであろう光アクセス基盤を使用したサービスとの依存性が高くなり、一般的にインターネットの世界で提供される様々な ICT サービスとの融和性を損なう可能性がある。また、民間による基盤整備を行い市場競争力を活発化することで、国民の負担を軽減するまたは既存と同等とすることで、高速ブロードバンド社会の普及が図ることができる。 2. NTT 東西の構造分離には賛成。なぜならば今後のブロードバンド環境においては、従来の音声通信中心からデータ通信への移行が加速され、国民が享受できるサービスは従来の通信事業者が提供されるものと異なるものと思われる。よって、従来の通信事業者との関係を排除し、あらゆるサービス提供者との関係を公平にすることが必要。NTT 東西から分離されることによって、アクセス回線会社の独立性が担保されることで実現できるものとする。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No.269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	クラウドネットワークを活用した公的サービスの利用環境整備を推進します。具体的には、電子教育、電子医療、電子行政等が、その候補になるものと考えられ、2015年の「光の道」整備完了時期を目途にこれら公的サービスの環境整備を完了させます。弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述のWi-Fi機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。
上記の意見内容に対する再意見	地域格差による情報過疎や公共サービスの低下は同一比率の税負担では許容しがたい。そのことを考え合わせると電子教科書・電子医療など無料BBが使えるというソフトバンク案は大変良い。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	光ブロードバンドが全世帯に整備されることで、公的サービス以外にも光ブロードバンドインフラを利用した魅力的なサービスやアプリケーションが登場してくることが予測されます。
上記の意見内容に対する再意見		光ブロードバンドが全世帯に整備されることは国民の生活をより豊かにすると共に世界的な視点で日本が先進国としての重要な役割を果たすと思われれます。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	ア. 光アクセス基盤整備の在り方
上記の意見内容に対する再意見	<p>我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投 を前提と するのは適切でない。公的資金に頼らない民間主導によ る効率的な整備スキームを優先的に模索すべきと思いま す。</p> <p>また、国民の利益・利便性からの視点で、どうあるべき か？という議論が必要。既得権益による国民の利益を無 視した考え方、取り組みの方には断固反対します。また、 公正な企業間での競争原理を効かせた改革を希望した い。</p> <p>現在の光ファイバー利用料金は、ほぼ独占状態により企 業間の価格競争が機能していないことで、提供される月 額費が高いため、あえてADSLから乗り換えようとする必 然、理由がない。このことが、光ファイバーが必要ない という意見が出てくる理由でもある。</p> <p>また、光の道構想に対して反対意見として、田舎、過疎 地、光ファイバーが必要ないという意見は、現在までのブ ロードバンドの利用形態からの経験に基づく意見であり、 将来の利用形態を創造したものではないと思っていま す。これからはブロードバンドということ意識せず、あた り前にパソコンやインターネット機器のみならずあらゆる 家電製品が普通にブロードバンドに接続され、必要なデ ータ通信が行われる用になっているものと思われる。PC や電子デバイスだけではなく、TVなどの家電製品でもブ ロードバンドによるデータ通信を行うことで、年配・高齢者 でもその恩恵を意識せずに受けられるようなTVなどをイ ンターフェースにした双方向のコミュニケーションが行わ れる環境になっている、そうなるべきである。これによって 遠隔医療、介護サポートなどに活用し、来るべき高齢者</p>	

社会への必至なインフラとして、今回の光の道構想で実現する光ファイバーでのネットワークが必要であると思う。

これまでのメタル線と光ファイバーの2重による維持費コスト増は、避けるべきであり、計画性を持ってメタル線からの光ファイバー化を推進すべきであると、思います。是非とも、将来のあるべきに向けた改革の実行を希望します。

是非とも国民の利益、あるべきということのを第一に考えて頂けることを願います。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。
上記の意見内容に対する再意見	現在、メタル回線と光回線が二重で敷設されているため維持費が二重に発生しており、非常に非効率となっている。光サービス料金の低価格化を阻害している。光サービスの利用率向上には、低価格化が必須である。メタル回線を撤去することで「ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減する」という意見提出者(ソフトバンク BB 株式会社他)の意見に賛同します。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>(5) アクセス回線会社の資金調達 弊社共試算において、アクセス回線会社はメタル回線保 全費や営業費の削減によっ て、初年度から営業黒字となる会社で、未整備エリア整備 完了後の 6 年目には年間約 4,500 億円のフリーキャッシュフローを生み出します。 光アクセス基盤 100%整備に要する設備投資額 2.5 兆円 のうち、約 2.2 兆円を社債によ り調達することを想定していますが、上記のようなフリー キャッシュフローを創出可能であ ることから、民間での資金調達は十分に可能と考えてい ます。 以上のことから、アクセス回線会社においては、公的資金 を投入することなしに光アク セス基盤 100%整備が実現可能であり、このことが、弊社 共提案の最大のポイントになり ます。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>こちらの意見に賛成です。 ソフトバンクなら出来る！ NTT はやる気ないから絶対無理！！</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	有限会社浜田損害保険事務所
-------	---------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
提出された 意見内容 (該当部分)	<p>「光の道」はアクセス回線会社が主体となり、2015 年までに全世帯を整備することが可能と考えます。その際、二重設備解消を目的としてメタル回線撤去を同時に行うことから、「光の道」整備完了とともに現在の約1,000 万のADSL ユーザ等が光ブロードバンドサービスに自動的に移行することになります。この結果、有料の光ブロードバンド利用率は、現在の約33%から約60%に上昇します。有料の光ブロードバンドサービスを必要としない世帯に、有料サービスの利用を強いることは当然のことながら不可能であることから、残り40%の世帯に対しては別の形で利用率向上を図る必要があります。具体的な弊社共の提案は次のとおりです。</p> <p>まず、「光の道」整備の際に、各世帯にWi-Fi 機能を具備するアダプタ(ONU/TA)を配布するとともに産学官が連携のうえ、クラウドネットワークを活用した公的サービスの利用環境整備を推進します。具体的には、電子教育、電子医療、電子行政等が、その候補になるものと考えられ、2015 年の「光の道」整備完了時期を目途にこれら公的サービスの環境整備を完了させます。</p> <p>弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述のWi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。</p> <p>すなわち、全世帯へのWi-Fi 機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション 100%が達成されることとなります。</p>	
上記の意見内容に対する再意見	アクセス回線会社を設立し、離島でも光ブロードバンドが利用できることを望む。現状のNTT東西における競争が無い状況では、ブロードバンド普及とコスト削減への企業	

	<p>努力も半減するのではないか。 離島、山間部こそ、将来の構想である電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの普及と同時に廉価な光ブロードバンド回線が利用したい。 そのために、ソフトバンク意見に賛同する。</p>
--	---

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンク モバイル(株)
	提出された意見内容 (該当部分)	NTTグループ各社市場におけるマーケットシェアを見れば明らかのように、仮にアクセス網の構造分離を行ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。
上記の意見内容に対する再意見	同感。NTT の構造分離だけでなく資本分離も必要と考える。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	株式会社ケーブルメディア四国
-------	----------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No.269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	ア. 光アクセス基盤整備の在り方 (1)アクセス回線会社の設立 NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的である
上記の意見内容に対する再意見	<p>ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社が前回のパブリックコメントの中で提案された「アクセス回線会社設立」については、以下の理由から強く反対します。</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで、複数の事業者が特徴ある複数のネットワークを整備し、設備競争を実施してきたことにより、サービスエリアの拡大、低廉な価格の実現、サービス品質の向上等を果たしてまいりました。特にケーブルテレビ事業者は、これまで地方自治体や地域コミュニティ、地場産業等と連携し、地域に密着した各種の先進的なICTサービス提供に取り組んでまいりました。 しかしながら、「アクセス回線会社」を設立した場合、超高速ブロードバンド網を整備する主体が、独占的な事業者一社に限定することになり、上述のような設備競争によるメリットを放棄するだけでなく、設備投資リスクを負わないという点で、設備を借りる事業者は自ら設備を構築してきたCATV会社や地域系通信会社に比べて優位な状況に立つこととなります。こうした状況が続けば地方で営々と設備構築してきたケーブルテレビ事業者の経営は成り立たなくなり、電気工事会社も含む地方での雇用喪失、ひいては地方衰退を引き起こすことが容易に想像されます。 また一方でアクセス回線会社が事実上の独占状況になれば、アクセス回線会社が自らにとって不利になる新しい技術の採用や地域ならではのICTサービスの開発が消極的になるなど、利用者にとって新しい技術・サービスが享受できなくなる状況が予想されま 	

	<p>以上の点から、今後の光の道推進にあたっては、設備・サービス両面の競争状況確保を前提としたバランスのとれた整備方式を採用することを強く要望します。</p>
--	---

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No.269
	意見提出者	ソフトバンク BB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)
	提出された 意見内容 (該当部分)	東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西」という。)のアクセス回線部門を構造的に分離した民間の整備・運営会社(以下、「アクセス回線会社」という。)を新たに設立
上記の意見内容に対する再意見		賛成。現状のネット回線を日本電電が専有し、それで利益を上げているのは大変な不公平であり、横暴である。即刻開放するべきである。また、これにより競争力が働き、サービス改善に繋がると考える。

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No.269
	意見提出者	ソフトバンク BB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)
	提出された 意見内容 (該当部分)	メタル回線の中でも、特に地方部のメタル回線の施設保全費は回線長等の関係から都市部に比べて高額になっており、NTT 東西殿アクセス回線部門の赤字のほとんどが地方部で発生していることを考慮すると、地方部のメタル回線こそ、光回線への置き換えが急務
上記の意見内容に対する再意見		賛成。継続利用を考えた場合、すぐにでも置換が必要。

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No.269
	意見提出者	ソフトバンク BB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)
	提出された 意見内容 (該当部分)	電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述のWi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とする
上記の意見内容に対する再意見		賛成。国民の高齢化、核家族化より、通信の重要性は生命維持においても重要である。サービス内容の制定を待っては遅い。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	株式会社フォースメディア
-------	--------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	光アクセス基盤を 100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を 100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。
上記の意見内容に対する再意見	<p>光アクセス基盤の 100%敷設に関しては、現在の国内インターネットの普及率や今後の多種多様なサービス、コンテンツの利用促進に繋がるものと考えます。また、国内の光回線が 90%整備されている環境下、メタル回線を敷設・維持する必要性は極めて低いと判断致します。</p> <p>これにより、メタル回線廃止によるトータルコストの削減と現行の光回線サービス料金の低減による利便性向上の相乗効果も期待できるため、ソフトバンクの意見に賛同致します。</p> <p>加えて、無線インフラ環境の整備も並行して行い、光・無線アクセスインフラ網の構築が急務であると考えます。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	エステートバンクソリューションズ株式会社
-------	----------------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。
上記の意見内容に対する再意見	<p>上記の意見に賛成致します。1990年代以降の我国経済の停滞を鑑みますと、その間に目覚ましい経済成長を遂げた中国、インド、韓国、台湾などと比較する上で、国家としての ICT 産業奨励政策の違いが筆頭に挙げられるものと考えます。今一度、我国経済の国際競争力を取り戻す為に、デジタル情報産業の進化と発展は必要不可欠であり、その為にはインフラのセグメントから速やかにパラダイムシフトを図るべきであり、その成長のボトルネックとなっている NTT 東西殿の光網の一極独占体制に歯止めをかけるべきであると考えます。またエンドユーザー様の利益を考えれば、NTT 東西殿のアクセス回線網を構造的に分離することで公正な競争環境が促進され、利用料金の低廉化、プラットフォームの規制等の緩和、サービスやコンテンツの拡充を実現することが可能となり、結果として ICT 産業の潜在的成長と発展に繋がるものと判断致します。当然の事ながら、インターネットを利用しない国民の皆様から、ありとあらゆる階層のエンドユーザー様に至るまで、広く活発な議論を前提とする中で、弊社共の意見がお役に立てますことを切に願う次第であります。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分が NTT 東西殿の設備により構築されていること、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当たり、経験豊富な NTT 社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的であると考えます。
上記の意見内容に対する再意見		上記意見に賛同します
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を 100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を 100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。
上記の意見内容に対する再意見		上記意見に賛同します
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	公的資金を投入することなしに光アクセス基盤 100%整備が実現可能であり、このことが、弊社共提案の最大のポイントになります。
上記の意見内容に対する再意見		上記意見に賛同します

※なお、「提出された意見内容(該当部分)」につきましては、他に同様の意見を行っている事業者もおりますので、そちらの引用でも構いません。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクモバイル(株)、ソフトバンクテレコム(株)
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>このような状況が容易に想定される中、構造分離を伴わない「光の道」整備が進められることは、接続事業者としては全くもって許容出来ないものとなり、その場合、メタル回線の撤去についても反対せざる得ないこととなります。</p> <p>また、NTT グループ各社の各市場におけるマーケットシェアを見れば明らかなように、仮にアクセス網の構造分離を行ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があります</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>NTTグループが以前の一つの会社から分離されたとはいえ、269の意見にあるように、いまだ市場占有率はNTTカグループ各社とも非常にたかいものがある。これである、真の競争は生まれない。ゆえに、構造的な分離だけではなく、資本分離を絶対に推し進めるべきである。</p>

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	279
	意見提出者	東日本電信電話株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>(1)基盤整備(整備率 90%⇒100%)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光のエリアカバー率を更に増やすのであれば、国／自治体が推進する IRU 方式を採ることが必要であり、そのための公的支援が必要 <p>(2)ブロードバンドの普及(利用率 30%⇒100%)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス事業者をはじめ、政府、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP 等がそれぞれの役割を果たしていくことが必要 ・今後もユーザニーズに沿ったブロードバンドサービスを積極的に提供し、使いやすい料金でサービスの充実と普及率向上に貢献していく
上記の意見内容に対する再意見		<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方について</p> <p>各アクセス事業者共に、各社努力のもと、エリア基盤整備は相当になされているものと認識しており、未整備エリアの基盤整備については、民間企業のみでの努力に期待する事は非現実的と考えます。</p> <p>2010年度の政府施策でもありますが、IRU を活用する等の方法で整備することが現実的であり、ブロードバンド基盤上で何が利用者のメリットとして供与されるのかを見定めながら計画的に整備されるものと理解しており、継続して地域格差解消の努力はなされるべきものと考えます。</p> <p>現在の市場を鑑みますと、エリア拡充の議論と並行して、ICT の利活用をより推進する事が重要と考えます。これは、単純に未整備エリアの整備をされても、利活用され生活向上等に寄与することが重要であるからです。</p> <p>今後は民間のみならず、省庁も主体的にブロードバンド基盤上での生活品質向上が図れる仕組みを具体的に推進していく事が重要と考えております。</p> <p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)向上のための、事業者間の公正競争の活性化・NTTの組織形態の在り方について</p> <p>高速ブロードバンドの利用率向上を図る事は理解出来ますし、従来のエリア拡大のみが偏重するモデルとは異なり、正</p>

しい方向だと考えます。

一般的に日本のブロードバンドは諸外国とコストのみを比較されますが、品質面では圧倒的に勝っている状況であり、相対的にはそれなりに安価な状況にあると理解しております。

また、競争促進による価格低廉については、3大キャリアグループと地域事業者等との格差等を考慮しますと、アクセス網分離という単純手法だけで目的を達せられるかは疑問を感じると共に、料金面だけが利用率向上への牽引要因となることは業界全体を疲弊させると懸念します。

料金面のみならず、ユーザ視点に立ったサービス提供が出来る様な規制緩和等を同時に検討頂きたい。

その上で、NTTの組織形態も分割民営化後相当期間が経過しており、市場環境も相当変貌している事より、ユーザ視点を踏まえた慎重な議論・判断を希望します。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、他 2 社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>① 現在の世帯カバー率90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分がNTT 東西殿の設備により構築されていること、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当たり、経験豊富なNTT 社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的であると考えます。</p> <p>② 「光の道」構想は日本の将来を左右するとともに、国民生活の在り方に直結する重要な政策であり、政策決定にあたっては、国民の声を反映しながら進めていくことが不可欠と考えます。今回、このような形で意見募集が行われていますが、まだ国民に十分開かれた議論にはなっていないとは言えず、国民を巻き込んだ議論を一層推進していくべきです。</p> <p>具体的には以下のような取り組みを政策決定プロセスに取り込み、ICT を利用した直接民主主義を総務省殿が率先して実現していくべきです。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>① の項目に関して、国民全てが光ブロードバンドを利用できるようになるには、電話が主体の会社ではなく専用の会社として立ち上げるべき。基盤整備専門の会社でなくては構想の実現が長引くと考える。</p> <p>② の項目に関して、光の道は日本の未来に通じる大きな話でもある。国民に見えないところで単に既得権、利権、しがらみだけで進めるべきではない。国民の意見を取り入れ早期実現を願いたい。</p> <p>特に上記 2 点において意見番号269に対して私は賛同いたします。</p>

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	ア. 光アクセス基盤整備の在り方
上記の意見内容に対する再意見	<p>光アクセス回線については意見通り、NTTより分離した新たな民間会社を設立することが必要と考える。</p> <p>社会インフラと位置付けるにあたり、既得権利をもった会社の存在は公正性を欠くことが多々ある。</p> <p>競争環境と公平性を保つことにより事業展開は飛躍的に加速すると考える。</p> <p>日本国内ではなく、グローバル視点に立ち、日本の国力を今一度世界に見せる絶好の機会であると考えます。</p> <p>そのためにも、まずは公正な環境整備が重要であり、意見番号(269)の考えは、それに合致している。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル
	提出された 意見内容 (該当部分)	前述のとおり、有料の光ブロードバンド利用向上のため には...
上記の意見内容に対する再意見	ADSL が現在のように安価になり、加入者が劇的に増加し、通信立国になれたのは、YahooBB の功績が大きい。光の道構想においても競争促進が必要であり、安価で行うためにも、出来るだけ税金は投入しない方が 良い。ソフトバンク3社の意見には賛同したい。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	また、NTT グループ各社の各市場におけるマーケット シェアを見れば明らかなように、仮にアクセス網の構造 分離を行ったとしても、各社の市場支配的事業者として の優位性がそのまま残置されることとなり、グループド ミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されま せん。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に 公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ 各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する 必要があるものと考えます。
上記の意見内容に対する再意見	この意見に賛成します。 NTT グループの独占を続ける事で自由な市場競争が 阻害されている状況を各社の資本分離で解消するべき と考えます。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>利用率向上を含む「光の道」整備に必要な公正競争環境確保の在り方について、弊社共の提案を以下に詳述します。</p> <p>前述のとおり、有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。</p> <p>まず、構造分離を実現することで、NTT 東西殿がボトルネック設備であるアクセス網と一体で事業を行うことで接続事業者の競争を制限してきた不公正な競争環境がほぼ完全に是正されることとなります。また、構造分離により新設されたアクセス回線会社は、NTT 東西殿のサービス部門とは資本関係もなくなるため、純粋に設備稼働率向上を目指し、全ての接続事業者に公平な接続条件を提供することとなります。その結果、低廉な光アクセス回線料をベースとした上位サービスでの競争が活性化し、光ブロードバンドサービス料金の低廉化が促進されます。なお、弊社共では、競争活性化により、光ブロードバンドサービスの料金は、現行のADSL 以下になるものと想定しています。</p> <p>加えて、料金の低廉化による有料光ブロードバンドサービスの普及は、サービスやアプリケーションの開発市場を活性化することとなり、その市場においても競争が活性化し、より魅力的なサービス・アプリケーションを登場させることとなります。</p> <p>すなわち、NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。</p>
上記の意見内容に対する再意見	この意見に賛成します。	

	<p>独占企業では競争原理がまったく働かず、一般消費者へのメリットも見いだせないと思います。</p> <p>お役所日の丸の時代は終焉しており、活性化した市場を望みます。</p>
--	--

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	(5)アクセス回線会社の資金調達 仮に構造分離を行わないままでメタル回線撤去を行い、光アクセス基盤 100%整備を推進した場合、NTT 東西殿のアクセス回線部門は大幅な黒字状態となり、その利益をサービス部門に還元することで、既に NTT 東西殿の独占的状态となっている市場環境(NTT 東西殿の光サービスシェアは 74.4% 総務省「電気通信サービスの契約数およびシェアに関する四半期データの公表(平成 21 年度第 4 四半期3月末)より)をさらに悪化させることとなります。
上記の意見内容に対する再意見		この意見に賛成します。 市場は競争することにより活性し、消費者へより良いサービス等を提供していくのが民間企業の仕事であるにも関わらず、NTT にばかり利益が行くような仕組みを国が考えるのであれば、国自ら日本経済の成長を止めることとなるのではないだろうか。携帯市場においても、元国営の NTT ばかりうまみを与えた結果、現在でもシェアの半分はNTT が占めることとなっている。他社が新しいサービスや商品を市場に投入したとしても、市場の基盤であるインフラ等でヒイキをうけているNTT は、今後情報通信の市場において不の要因となるのではないだろうか。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	NTT の構造分離だけではなく、資本分離も必要 公設民営は NTT を焼け太りさせるだけ 税金ゼロでできればその方が良い
上記の意見内容に対する再意見	私はこの意見に賛成します。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	256, 279, 280
	意見提出者	日本電信電話、NTT 東、NTT 西
	提出された 意見内容 (該当部分)	(1)基盤整備(整備率90→100%)について ・・抜粋・・ “光だけではなく、CATV、無線をふくめた検討“という部分 および”IRU 方式の公的資金の部分“
上記の意見内容に対する再意見	<p>地理的な理由により CATV や無線とあるが、不安定で低速なサービスといわざるを得ない。都市部に住む国民は高いサービスを受けることが可能な状況なところ、一部の国民には不安定なサービスしか受けることができない状況では生活の不平等を感じる。全国国民一定のサービスを受ける体制があつてこそ、ブロードバンドの普及が進むものと考えます。</p> <p>ましてや、IRUのあり方も微妙で、結局のところ採算が取れる取れないで、やったりやらなかったりする現状でユニバーサルサービス料の徴収も恩恵を受けている人はいいが受けていない人は不公平である。</p> <p>そういう意味からしてソフトバンクは税金ゼロといっているならそれでやればいい。</p> <p>そうすれば全国民「光の道」で光回線を恩恵により一定のサービスの享受ができる。</p>	

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	256, 279, 280
	意見提出者	日本電信電話、NTT 東、NTT 西
	提出された 意見内容 (該当部分)	(2)ブロードバンドの普及(光の利用率30→100%)について ・・抜粋・・ “サービスの充実と使いやすい端末・料金が重要”、“端末メーカー、アプリケーション、コンテンツプロバイダ、ISP等がそれぞれの役割を果たしていく”という部分
上記の意見内容に対する再意見	<p>そもそもこの考えが間違い。</p> <p>ユーザーが良いサービスを受けたいと考えてもまず、高いNTTのサービスに入らないといけない。また、ランニングで支払いしていかないとけない。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	株式会社エヌズコーポレーション
-------	-----------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。
上記の意見内容に対する再意見		ソフトバンクの意見に賛同します。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。
上記の意見内容に対する再意見		ソフトバンクの意見に賛同します。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。
上記の意見内容に対する再意見		ソフトバンクの意見に賛同します。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	全国電力関連産業労働組合総連合
-------	-----------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	
	意見提出者	
	提出された 意見内容 (該当部分)	○未整備エリアの基盤整備について ○利用率の向上について
上記の意見内容に対する再意見	<p>類似の意見が多いことから、特定の意見に対する再意見としてではなく、内容を踏まえて総括的な意見として申し述べる。</p> <p>(未整備エリアにおける基盤整備のあり方について) ○未整備エリアの基盤整備については、民間業者では採算困難な状況から整備が難しいことから公的支援が必要との意見が多く見受けられるが、この点について次のとおり意見する。</p> <p>現在のブロードバンド基盤は、これまでの民間事業者間競争による切磋琢磨が設備投資やサービスの技術革新を背景として構築されてきており、地域事業や社会資本としての継続性の基礎となっていることから、今後とも引き続き民間事業者間による公正な競争を通じた基盤整備を基本とすべきである。</p> <p>しかし、未整備エリアは民間事業者として採算困難な状況が投資インセンティブを阻害していることから、電子政府・医療・教育をはじめとした地方行政などの継続した利活用システムを確立し、インフラとしての社会性を高めることが必要であり、地方行政などの利活用環境整備と民間企業の営業展開による「公設民営方式」など、地域事情に応じた公的支援のもと整備することが有効と考える。</p> <p>(利用率の向上について) ○利用率向上に関しては、低廉な料金も一つの方策となりえるが、90%の整備に対して30%の利用率という現状</p>	

を鑑みると、「必要性」や「利便性」を高める必要があること、NTTの組織形態議論は利用率向上には結びつかない、再編すべきでないとの意見も多く見られ、この点について、働く者の視点から次のとおり意見する。

ブロードバンド利用率向上には、①コンテンツの有用性②ハード(端末機械)の簡便性・普及③ソフト(知識)の向上④低廉な料金について、それぞれが必要な条件である。これまで民間事業者間で、それら技術・サービス・料金・設備を競争環境の中で高めてきた成果も踏まえ、公正な競争環境の継続が必要不可欠であり、独占的なブロードバンド基盤の提供主体を設けることは、公正競争を阻害し、CATVを含めた地域通信事業者にも極めて不利な競争環境となり、地方を支える事業の撤退も招きかねない。

また、2015年までの「光の道」構築の目標達成には、利用者の急速な拡大が想定されるが、アクセス網から宅地への資格者による接続作業と利用者立会いが伴うため、⑤施工態勢の確立が大きな課題となる。

①コンテンツの有用性

利用率が低位な背景には、利用者による選択の自由によるものが大きく、現在の利用者はその利便性と質を求めたヘビーユーザーが主体である。今後、電子政府・教育・医療など社会性の高いコンテンツの拡大が重要であり、PCユーザーでなくとも“使いたいと思う”システムの構築が重要である。

②ハードの簡便性

これから利用拡大をする対象者はコンテンツが充実してもそれを扱う端末機が家電並みでなければ普及をしないことが考えられる。幾何学的数な拡大を望むならば、コンテンツ利用の簡便性が重要である。

③ソフト(知識)の向上

ハードの簡便性ととも、高齢化社会の中で、犯罪の未然防止も含め一定のICTの利用に対する知識を教育する環境の整備が重要である。

④低廉な料金

現在の光ネットワーク利用料金は、インフラ設備としての維持管理・開発費が含まれており、これまでの設備も含めた技術・サービス競争によって、現在の低廉な料金を成しえたものであり、健全な競争環境がなければ技術進化も価格の低廉化も見込めない。

また、価格の低廉化について過大な目標としたときには、無秩序な競争の中で品質の低下を招く恐れがあ

り、利用者の不利益に繋がりがねない。価格の低廉化については品質維持との両立の視点が必要不可欠である。

⑤施工態勢の確立

光BB利用は、光接続の有資格者によるアクセス網から宅地への引き込み作業を伴うものであり、今後の利用者拡大に対応し得る人材の確保・育成が不可欠である。また、作業効率化による対応が可能であるとの意見もあるが、引き込み作業は利用者の現場立会いが必要であるため、現時点においても土日の施工が多い状況にあるなど、作業サイドの自由度は低くなっており、今後、光BB利用拡大を目指す際は、十分な施工態勢の確立のための時間軸の視点が不可欠である。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	(4) メタル回線撤去の必要性 現状、NTT 東西殿のアクセス回線は、メタル回線と光回線の二重構造となっているため、維持費が割高になっています。メタル回線については、その60%が敷設後20年以上経過していることから、故障の可能性も高くなっており、割高な維持費のほとんどがメタル回線に起因するものとなっています。
上記の意見内容に対する再意見	事業仕分けがあるように、国策としての二重投資の無駄を排除すべきであり、メタル回線は早期撤去をすべき意見を支持します。	